

## 現場説明書

1. 名称 アルプス福祉会西部地区グループホーム 新築工事
2. 施工場所 松本市大字新村字北原 2752-1
3. 発注者 社会福祉法人 アルプス福祉会  
理事長 飯沼 寿太郎
4. 契約期間 令和7年7月24日から  
令和8年3月10日まで
5. 工事概要 設計図書のとおり
6. 設計図書 設計図（メール又はDVDデータ）  
上記情報は守秘義務を厳守し入札後返却すること。
7. 説明書配布 令和7年7月10日（木）10時から  
令和7年7月16日（水）10時まで  
場所：株式会社 小川原設計 安曇野市豊科4235-8  
TEL：0263-72-4683 ML：oga@ogarchi.net
8. 入札参加 令和7年7月16日（水）14時までに下記の連絡先に入札参加確認申請書  
（別紙指定書式）をメールにて株式会社 小川原設計に提出する。
9. 質疑応答 令和7年7月10日（木）15時から  
7月18日（金）12時まで  
下記の連絡先に質疑書をメールにて提出する。  
質疑事項が無い場合その旨連絡すること。  
電話による質疑には応じません。  
回答：7月22日（火）17時までにメールにて回答する。  
質疑事項が無い場合も参加者全員に同じ内容を回答します。  
質疑の回答内容は本見積金額範囲に含まれます。
10. 入札 日時：令和7年7月24日（木）16時00分から  
場所：アルプス福祉会 法人本部 松本市寿豊丘642-1  
宛名：社会福祉法人アルプス福祉会 理事長 飯沼寿太郎  
必要書類：入札書 3回・見積書2回（別紙指定書式による）  
委任状（別紙指定書式による）（入札受付時に提出）
11. 入札要領書 別紙
12. 受付 入札参加、質問票連絡先 株式会社小川原設計 担当：小川原 oga@ogarchi.net
13. 特記事項
  - ・本工事は図面及び仕様書に基づき、入念な施工を行うものとする。
  - ・設計図書等の優先順位は下記のとおりとする。
    1. 現場説明書
    2. 特記仕様書
    3. 設計図

#### 4. 共通仕様書 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 最新版

##### 公共建築木造工事標準仕様書 最新版

- ・工事中仮設給水及び電力は、工事費料金とも請負者の負担とする。
- ・敷地内障害物は監督員と協議する。（原則として請負者負担とする。）
- ・仮設物については、協議の上計画すること。
- ・工事中資材搬入路等の構造物において破損等に注意し、万一損傷を与えた場合速やかに原形復旧すること。
- ・道路交通法等を厳守し過積載防止に努めること。
- ・発生材の処分は、施工計画書を作成し「建設工事に関わる資材の再資源化等に関する法律」「建設副産物適正処理推進要綱」に基づき場外搬出のうえ、請負者の責任において処分及び再資源化すること。
- ・工事中は工事内容を工事現場の見やすい場所に掲示し、施工にあたっては「建設工事公衆災害防止対策要綱建築工事編」により、第三者に対する安全確保に十分留意すること。
- ・工事で設置する足場については「公共建築工事共通仕様書」の1.2.6施工中の安全確保2の規定に係わらず「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」を遵守するよう努めること。
- ・契約後の建設に関する一切の手続き、諸官庁への届け出及び連絡は速やかに請負業者にて行うこと。（その費用は請負業者負担とする。）
- ・工程等入念に打ち合わせをし、安全面に留意すること。定例会議は週1回とし、使用材料等サンプルを工期に支障ないよう提出すること。設計図に基づき、仕様・色決めは発注者が決定する。
- ・設計図に詳細が示されていない場合でも、収まり上当然必要と、判断することができる箇所の施工は請負業者の負担で入念に施工する。
- ・施工上の軽微な変更についての工事費は、請負者の負担とする。
- ・入札契約金額提示見積数量に請負業者の疑義が生じた場合は、請負業者は工事契約をする前に、その疑義の根拠を証明する書類として、建物全体の積算数量計算式及び計算書と数量書を作成しそれを証明書及び、説明書として提出して、発注者と協議の上決定し契約を行うものとする。契約後の万一の不足は一切認めません。又、一般施工上の疑義、変更が生じた場合事前に発注者、請負業者の協議の上決定し、工事金額に増減が生じた場合は、増減見積書を提示し承認を受けた後施工を行うものとする。事前承認の無い増減工事は一切認めません。
- ・工期の延長は原則として認めません。
- ・請負業者は、電気、機械設備等工種において、相当な経験資格を有する者を配置すること。
- ・工事に伴う振動、騒音、埃等への対策は十分なものとし、低騒音型・低振動型及び排出ガス対策型機械の使用又、清掃管理に努め、近隣住民や環境に対する配慮を怠らないようにすること。
- ・本工事は宅地造成後に着工となります。造成工事においては、基礎根切部を鑑み工事を完了しています。根切搬出土等発生致しますが、本工事にて積算願います。

#### 14. その他

- ・工事施工 提出書類等においては松本市建設部住宅課「建設工事施工/提出書類マニュアル」遵守に努めること。